

個人情報保護に関する実態調査の勧告に対する改善措置状況

調査の概要

【実施時期】平成27年12月～28年7月

【調査対象】行政機関個人情報保護法の対象機関：行政機関（45）

独立行政法人等個人情報保護法の対象機関：独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等（201）

【調査内容】平成27年5月の日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案を受け、同年8月に改正された国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適切な管理のための指針（総務省行政管理局）を踏まえた対応状況

【勧告先】厚生労働省 【勧告日】平成28年7月15日 【回答日】平成29年2月2日

調査結果・勧告と改善措置状況

調査結果

- ☆ **総務省行政管理局の指針を踏まえた保護管理規程の見直し**
- **厚生労働省のみ本省内部部局・施設等機関・地方支分部局で189の保護管理規程を整備**
→うち16規程の見直しが遅延（H28年4月に見直し）※他の行政機関は平成27年度中に見直しを実施
- **本省内部部局と施設等機関・地方支分部局の保護管理規程**
→大きな差異はなし

勧告

速やかに個人情報の安全確保措置を行う観点から、**厚生労働省全体で保護管理規程を定める等の措置を講ずること**

改善措置状況

- ◇ 平成28年7月、厚生労働省保護管理規程を改正し、厚生労働省全体の保護管理規程とするとともに、施設等機関、地方支分部局の保護管理規程を廃止
- ◇ 今回の改正内容について、通知で周知。今後、改正を行う場合は、迅速かつ的確に個人情報の安全確保措置を行う観点から、通知や研修等により、改正内容を周知徹底

個人情報保護に関する実態調査結果に基づく勧告に対する 改善措置状況の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成27年12月～28年7月
- 2 対象機関 調査対象機関：全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、金融庁
消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済
産業省、国土交通省、環境省、防衛省）
関連調査等対象機関：独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等

【勧告日及び勧告先】 平成28年7月15日 厚生労働省

【回答年月日】 平成29年2月2日

【調査の背景事情】

- 平成27年5月に日本年金機構において約125万件の個人情報流出事案が発生。
- これを受け、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を所管する総務省行政管理局は、平成27年8月、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）を改正。
- 各機関は、これらの指針を参考に、平成27年度を目途に、各機関における保護管理規程の見直し（改正）を行うなどの取組を実施。
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、個人情報の適切な管理のための取組を促進させる観点から、平成27年8月に改正された国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適切な管理のための指針への対応状況等について調査。

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>個人情報の保護に関する規程及び体制の整備状況</p> <p>保護管理規程の見直し（改正）</p> <p>（勸告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>厚生労働省は、日々起こり得るサイバー攻撃等、個人情報漏えい等の脅威に迅速かつ的確に対応するため、組織全体の統一的なルールの下、速やかに個人情報の安全確保措置を行う観点から、個人情報の適切な管理のためのルールである保護管理規程を速やかに改正することができるよう、厚生労働省全体で保護管理規程を定める等の措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、施設等機関及び地方支分部局の数が多く、その規模や組織形態も様々であり、さらに、これらの施設等機関及び地方支分部局においては多くの個人情報を取り扱っていることから、保護管理規程を本省内部部局等と別に施設等機関、地方支分部局で定めている。 ○ 厚生労働省本省では、①雛形や準則を示していない施設等機関の所管課があること、②地方支分部局への雛形や準則の提示は、本省内部部局の保護管理規程の提示から2か月以上の期間を要していること、③施設等機関において保護管理規程の改正状況を確認していない例があるなど、確認・支援が不十分であることなどから、他の行政機関では、遅くとも平成27年度中には見直し（改正）作業を終えているにもかかわらず、厚生労働省では、189の保護管理規程のうち、平成28年4月に見直し（改正）したものが16規程あるなど、他の行政機関に比べ保護管理規程の見直し（改正）作業に長期を要している。 ○ なお、施設等機関や地方支分部局の保護管理規程は、厚生労働省本省内部部局の保護管理規程に準じて整備しているため、本省内部部局の保護管理規程と大きな差異はないとしている。 	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 厚生労働省の保護管理規程については、これまで本省、地方支分部局、施設等機関ごとに189の規程が定められていたが、今回の勸告内容を踏まえ、平成28年7月15日付けで、厚生労働省保有個人情報管理規程（平成17年厚生労働省訓第3号）について、外局を除く厚生労働省の全ての組織に適用するよう改正を行い、同日付けで、「厚生労働省保有個人情報管理規程の一部改正について」（平成28年7月15日大臣官房総務課長通知）により、地方支分部局等を所管する内部部局の長及び大臣官房各課長に対し、所管する地方支分部局等への改正の周知や、各々が定める保有個人情報管理規程を速やかに廃止するために必要な助言・指導等を行うよう依頼した。</p> <p>また、同通知に併せ、「厚生労働省保有個人情報管理規程の一部を改正する訓令について（概要）」（平成28年7月15日大臣官房総務課情報公開文書室）を配布し、改正の趣旨、内容について周知を図ったところであり、地方支分部局、施設等機関で定めていた保護管理規程については、平成28年7月中に全て廃止された。</p> <p>なお、今後、厚生労働省保有個人情報管理規程の改正を行う場合には、迅速かつ的確に個人情報の安全確保措置を行う観点から、通知や研修等により、改正内容の周知徹底を図ることとしたい。</p>